平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（再生可能エネルギー等導入推進基金事業）交付要綱

環政計発第1406242号
平成26年6月24日

（通則）

第１条　二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号、以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号、以下「適化法施行令」）という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第２条　本事業は、東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故を契機に防災・減災への取組を柱とする「強靭な国土整備」と、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入等による「災害に強く、低炭素な地域づくり」が国を挙げての課題となっていることを鑑み、地震や台風等による大規模な災害に備え、避難所や防災拠点等に再生可能エネルギー等の導入を支援し、「災害に強く、低炭素な地域づくり」を全国に展開するため、地方公共団体に再生可能エネルギー等導入推進基金（グリーンニューディール基金）を造成することを目的とする。

（交付先）

第３条　事業の補助金（以下「補助金」という。）は、環境大臣が平成26年６月24日付け環政計発第1406242号「平成26年度再生可能エネルギー等導入推進基金の実施について」の別紙「平成26年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業実施要領」（以下「実施要領」という。）の第２に定める基金の運用主体となる都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）に対し、その申請に基づいて交付する。

（交付の対象となる事業）

第４条　補助金は、都道府県等が実施要領第３に定める事業を実施するための基金（以下「基金」という。）を造成する事業（以下「補助事業」という。）を交付の対象とする。

（交付額の算定方法）

第５条　補助金の交付額は、実施要領第４により算出した額の合計額とする。

（交付申請手続）

第６条　補助金の交付の申請は、都道府県等の長（以下「都道府県知事等」という。）が

様式１による交付申請書に関係書類を添えて別途定める日までに環境大臣に提出して行うものとする。

（変更交付申請手続）

第７条　補助金の交付の決定を受けた後の事情の変更により申請の内容を変更して交付の申請を行う場合には、都道府県知事等が様式２による変更交付申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

（交付決定の通知）

第８条　環境大臣は、第６条の規定による交付申請書又は第７条の規定による変更交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式３による交付決定通知書を都道府県等に送付するものとする。

（交付の条件）

第９条　基金は、平成 21 年度地域環境保全対策費補助金又は二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付を受けて造成した基金に積み増し、又は新たに造成するものとする。平成 26 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付を受けて造成した基金を活用して行う事業により生じた売電収入については、基金に別勘定を設け、又は新たな基金を造成し、管理するものとする。

２　基金等は、他の基金（当該年度以前に造成された「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー等導入推進基金事業）」も含む）とは別に経理するものとする。

３　平成 26 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付を受けて造成した基金に基づき実施する事業は、平成 28 年度を期限として実施するものとし、事業が全て終了した場合において、残額がある場合には国費相当額を国庫に納付するものとする。

（申請の取下げ）

第 10 条　都道府県知事等は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して 15 日以内に、その旨を書面で環境大臣に申し出なければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第 11 条　都道府県知事等は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式４による補助事業中止（廃止）承認申請書を環境大臣に提出して承認を受けなければならない。

（補助金の支払）

第 12 条　補助金は、第８条の規定により交付決定の通知を行った後、速やかに支払うものとする。

２　都道府県知事等は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式５による請求書を環境大臣に提出しなければならない。

（実績報告書）

第 13 条　都道府県知事等は、補助事業を完了したとき（第 11 条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業を完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日）から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の４月 10 日のいずれか早い日までに様式６（実施要領第５の５による報告を行う場合は、様式６－１。）による実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 14 条　環境大臣は、第 13 条の報告を受けた場合には、実績報告書を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式７（実施要領第５の５による報告を受けた場合は、様式７－１。）による交付額確定通知書により都道府県等に通知するものとする。

２　環境大臣は、都道府県等に交付すべき補助金の額を確定した場合（実施要領第５の５による場合を含む。）において、補助事業に要した経費を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

３　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、都道府県等が議会の議決を必要とする場合で、かつ、本項の期限により難い場合その他やむを得ない事情がある場合には、都道府県知事等の申請に基づき補助金の額の確定の通知の日から 90 日以内で環境大臣が別に定める日以内とすることができる。なお、返還期限内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第 15 条　環境大臣は、第 11 条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一　都道府県等が、適化法、適化法施行令その他の法令又はこの要綱の規定に違反したことにより環境大臣の指示を受け、この指示に従わない場合

二　都道府県等が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三　都道府県等が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四　前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合

２　環境大臣は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　前項に基づく補助金の返還については、第 14 条第３項の規定を準用する。

（補助金の経理）

第 16 条　補助事業の経理に当たっては、補助金と基金に基づき実施する事業に係る証拠書類等の管理については予算及び決算との関係を明らかにし、これを事業完了後５年間保管しておかなければならない。

（標準処理期間）

第 17 条　環境大臣は、第６条又は第７条に規定する申請書が到達した日から起算して、原則として１か月以内に交付の決定を行うものとする。

（附則）

１　この要綱は平成 26 年６月 24 日から施行する。

２　この要綱の取扱の詳細については、環境省総合環境政策局長が別途定めるものとする。

様式１（第６条関係）

番　　号
平成　　年　月　日

環　境　大　臣　　殿

都道府県等の名称及びその長の氏名　　印

平成 26 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(再生可能エネルギー等導入推進基金事業)の交付申請書

標記について、次のとおり申請する。

１　補助金申請額　　金　　円

２　基金造成計画書（別紙１）

３　都道府県等の歳入歳出予算（見込）書抄本（別紙２）

４　添付書類
　都道府県等の基金条例

別紙１

基金造成計画書

基金の保有区分	保管予定額	備考
	（単位：円）	
合計額		

（注）１　基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。
　　２　備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

別紙２

都道府県等の歳入歳出予算（見込）書抄本

（都道府県等の名称：　　）

（単位：円）

歳　　入		歳　　出		
事　　項	金額	事　　項	金額	備考
（款）		（款）		
（項）		（項）		
（目）		（目）		
（節）		（節）		
合　　計		合　　計		

様式２（第７条関係）

番　　号
平成　　年　　月　　日

環　境　大　臣　　殿

都道府県等の名称及びその長の氏名　　印

平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(再生可能エネルギー等導入推進基金事業)の変更交付申請書

平成　　年　　月　　日付け環政計発第　　号をもって交付の決定を受けた平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー等導入推進基金事業）について、次のとおり変更したいので申請する。

１　補助金（ 追加交付 / 一部取消 ）申請額　　金　　円
(変更後交付申請額　　金　　円)

２　変更を受けようとする理由

３　基金造成計画書（変更）

４　都道府県等の歳入歳出予算（見込）書抄本（変更）

※交付の決定を受けた際に記載した内容を上段括弧書きすること。

様式３（第８条関係）

環政計発第　　号

平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(再生可能エネルギー等導入推進基金事業)交付決定通知書

都道府県等の名称　殿

平成　年　月　日付け第　　号で交付申請のあった平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー等導入推進基金事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）第６条第１項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第８条の規定により通知する。

平成　　年　　月　　日

環　境　大　臣　　印

記

１　補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成　年　月　日付け第　　号交付申請書のとおりである。
２　補助金の事業に要する経費及び交付決定額は次のとおりである。

事業に要する経費	金	円
交付決定額	金	円
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	金	円

ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。
３　事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、平成　年　月　日付け第　　号交付申請書記載のとおりである。
４　補助金の確定額は、交付すべき補助金の額と補助金の交付決定額とのいずれか低い額とする。
５　補助事業者は、適化法、同施行令（昭和30年政令第255号）及び

平成 26 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー等導入推進基金事業）交付要綱及び実施要領に従わなければならない。

6　この交付決定に対して不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は平成　　年　　月　　日とする。

様式４（第 11 条関係）

番　　号
平成　　年　　月　　日

環　境　大　臣　　殿

都道府県等の名称及びその長の氏名　　印

平成 26 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（再生可能エネルギー等導入推進基金事業）
補助事業中止（廃止）承認申請書

平成　　年　　月　　日付け環政計発第　　号をもって補助金の交付決定通知のありました上記事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、平成 26 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー等導入推進基金事業）交付要綱第 11 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１．都道府県等の名称

２．中止（廃止）の理由
(注)具体的に記載する。

３．中止（廃止）後の措置

様式５（第 12 条関係）

番　　号
平成　　年　　月　　日

環　境　大　臣　　殿

都道府県等の名称及びその長の氏名　　印

平成 26 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(再生可能エネルギー等導入推進基金事業)支払請求書

平成　　年　　月　　日付け環政計発第　　号で交付決定の通知を受けた平成 26 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー等導入推進基金事業）の支払を受けたいので、交付要綱第 12 条第２項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

１　基金の名称
２　請求金額　　金　　円
３　請求金額の内訳

（単位：円）

経費区分	交付決定額①	既受領済額②	差引請求額 ①－②
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金			
合計			

４　振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号、名義及びふりがな

※「１　基金の名称」は、都道府県等の基金設置条例で定められた名称を記載すること。

様式６（第 13 条関係）

番　　号
平成　　年　　月　　日

環　境　大　臣　　殿

都道府県等の名称及びその長の氏名　　印

平成 26 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(再生可能エネルギー等導入推進基金事業)実績報告書

平成　　年　　月　　日付け環政計発第　　号をもって補助金の交付決定を受けた補助事業に係る実績について、平成 26 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー等導入推進基金事業）交付要綱第 13 条の規定により関係書類を添えて報告します。

１　国庫補助精算額　　金　　円

A　補助金所要額	金　　円
B　交付決定額	金　　円
C　補助金受入済額	金　　円
D　差引過不足額（B－C）	金　　円

２　基金造成事業実施状況調書（別紙１）

３　都道府県等歳入歳出決算（見込）書の抄本（別紙２）

【※実施要領第５の５による報告を行う場合】
様式６－１（第 13 条関係）

番　　号
平成　　年　　月　　日

環　境　大　臣　　殿

都道府県等の名称及びその長の氏名　　印

平成 26 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(再生可能エネルギー等導入推進基金事業)実績報告書

平成　　年　　月　　日付け環政計発第　　号をもって補助金の交付決定を受けた補助事業に係る実績について、平成 26 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー等導入推進基金事業）交付要綱第 13 条の規定により関係書類を添えて報告します。

１　国庫補助精算額　　（金　　円）
金　　円

A　補助金所要額	（　　円） 円
B　交付決定額	（　　円） 円
C　基金運用益	（　　円） 円
D　補助金受入済額	（　　円） 円
E　差引過不足額（B＋C－D）	（　　円） 円

（注）上段（　）書きは、既に確定に係る金額

２　基金造成事業実施状況調書（別紙１）

３　都道府県等歳入歳出決算（見込）書の抄本（別紙２）

別紙１

基金造成事業実施状況調書

基金の保有区分	造成年月日	保管額	年利率	備考
		（単位：円）		
合計額		（　　）		

別紙２

都道府県等の歳入歳出決算（見込）書抄本

（都道府県等の名称：　　）

（単位：円）

歳　　入		歳　　出		
事　　項	金額	事　　項	金額	備考
（款）		（款）		
（項）		（項）		
（目）		（目）		
（節）		（節）	（　　）	
合　　計	（　　）	合　　計	（　　）	

様式７（第 14 条関係）

環政計発第　　号

平成 26 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(再生可能エネルギー等導入推進基金事業)交付額確定通知書

都道府県等の名称　　殿

平成　年　月　日付け環政計発第　　号で交付決定した平成 26 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー等導入推進基金事業）については、平成　年　月　日付け番号による実績報告書に基づき、交付額を金　　円に確定したので通知する。

平成　　年　　月　　日

環　境　大　臣　　印

【※実施要領第５の５による報告を受けた場合】
様式７－１（第 14 条関係）

環政計発第　　号

平成 26 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(再生可能エネルギー等導入推進基金事業)交付額確定通知書

都道府県等の名称　　殿

平成　年　月　日付け環政計発第　　号で交付決定した平成 26 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー等導入推進基金事業）については、平成　年　月　日付け番号による実績報告書に基づき、交付額を金　　円に確定したので通知する。

なお、補助金の額の確定により、既に交付された補助金及び基金運用益の合計額金　　円については、平成 26 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー等導入推進基金事業）交付要綱第 14 条及び再生可能エネルギー等導入推進基金事業実施要領第 5 の 5 により、平成　年　月　日までに返還することを命ずる。

平成　　年　　月　　日

環　境　大　臣　　印